

福岡山の会会則

(名称)

第1条 本会は福岡山の会と称する。

(連絡先)

第2条 本会の連絡先は福岡市城南区松山二丁目 3-32
VOGUE CUBE 301 に置く。

(目的)

第3条 本会は山岳愛好者で組織し、登山の実践および研究並びにその普及を図るを目的とする。

(事業)

第4条 本会に前条の目的達成のため次の事業を行う。
1) 登山会の開催。
2) 機関誌の発行。
3) 研究会、講演会等の開催。
4) その他必要なる事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。
会長1名、副会長1名、評議員若干名、委員若干名、
会計監査2名。
1) 会長は本会を代表し会務を統理する。
2) 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時は
その職務を代行する。
3) 評議員は本会の諮問機関とする。
4) 委員は委員会を組織し会長統率の下に会務の
計画審議を行う執行機関とする。但し必要ある
場合については評議員に諮り処理する。

(役員を選出)

第6条 1) 本会の会長、副会長及び評議員は総会に於て、
推挙承認する。
2) 委員、会計監査は総会に於いて選任する。
3) 名誉会長は総会に於いて、推挙承認する。

(役員任期)

第7条 1) 会長、副会長、評議員及び会計監査の任期は
2年とする。
2) 委員の任期は1年とする。ただし会計委員は
2年とする。
3) 重任することができる。又補欠により就任し
た者の任期は前任者の残存期間とする。

(総会)

第8条 総会は毎年11月に開催し、各事業、並びに会計
の決算を会員に報告し、次年度の事業計画を提
案する。
1) 会長が必要と認めた場合は臨時総会を招集す
ることができる。
2) 総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成を

必要とする。

(集会)

第9条 定例会集は、原則として次により行うものとする。
但し変更の場合は、その旨会員に事前に通知し
なければならない。
1) 月例集会 毎月第1水曜日
2) 委員会 毎月第2水曜日
3) 研究会 毎月第3水曜日

(会員)

第10条 本会の会員は、通常会員と名誉会員の2種とす
る。
1) 通常会員は所定の会費納入者。
2) 名誉会員は本会創立発起人及び歴代会長とす
る。

(会計)

第11条 本会の経費は会費、寄付金及び、その他の収入で、
会の運営上必要な金銭の支出を行うものとする。
但し特別の出入金については委員会に於て処理
する。

(会費)

第12条 会費は、年額12,000円とし、毎年1月末迄に納
入しなければならない。
1) 名誉会員は、会費納入を免除することができる。
2) 会費未納金額が1年間に達した者は除籍処分
にすることがある。但し第15条第1項にいう
手続きをふんだ者はこの限りではない。
3) 退会者及び除籍処分者は会費未納がある場合
は、その全額を速かに払い込まなければならない。
4) 除籍処分者は特別の理由なき限り復会は認め
ない。
5) 年度途中からの入会は年会費から経過した月
数を減じた残余の月数に1,000円を乗じた金額
とする。
6) 家族会員の会費は、半額とする。この時、会
誌は配付されない。

(事業運営)

第13条 事業運営は総会及び委員会の決議によって行い、
次に定める委員会の各係が執行するものとする。
又各委員はその任を充分に果たすと共に各係の連
係を密にして、一般会員の啓蒙につとめなければ
ならない。
1) 総務係
1. 企画、渉外に関する事。
2. 公印保管に関する事。
3. 各種文書の収発保管に関する事。
4. その他各係に属さない事項を処理する事。
2) 会計係
1. 会費徴収、寄付金等の収受に関する事。

- 2. 予算書作成、執行並びに決算報告に関する事。
- 3) 山行係
 - 1. 山行計画書作成、執行に関する事。
 - 2. 登山会の運営に関する事。
 - 3. 登山届、山行記録の取受伝達に関する事。
 - 4. その他山行に関する一切の業務。
- 4) 集会係
 - 1. 集会計画の立案、執行に関する事。
 - 2. 議事録の作成伝達に関する事。
- 5) 編集係
 - 1. 会誌の編集、発行に関する事。
 - 2. その他の文書の編集、発刊に関する事。
- 6) 用具係
 - 1. 装備の管理及び保管に関する事。
- 7) ホームページ係
 - 1. ホームページの作成、管理に関する事。

(入退会の手続)

- 第 14 条
- 1) 入会希望者は会員 1 名の紹介を得て、所定の申込書により入会申込を行うものとする。
 - 2) 申込と同後に入会金 1,000 円及び所定の会費を納入する事。
 - 3) 申込書受理後は委員会に於いて審理の上、その諾否決定を申込者に通知する。
 - 4) 入会を許可された者は会誌に登録される。
 - 5) 退会希望者は速やかに書面を以て届出る事。委員会では会費納入状況その他を審理承認の上、退会承認または除籍を決定する。
 - 6) 復会者は新しい会員番号を付与する。

(会員の義務)

- 第 15 条 会員は常に登山の実践、研究を図り会員相互の親睦を心掛け、当会の名誉を傷つけない様にならなければならない。
- 次の場合には必ず担当係迄に書面を以て届出る事。もしこの義務を欠いた場合には本会として一切の責任を負わないものとする。
- 1) 特別の事情により会費納入ができ難い時は届出る事。但し、2 年を限度とする。(会計係)
 - 2) 本会の登山会及び私的な山行に際しては登山届を提出し、終了後速かにその結果を報告する事。(総務・山行係)
 - 3) 住所、勤務先及び氏名等に移動を生じた時。(総務係)
 - 4) 会誌等への原稿は、事後 10 日以内に提出する事。(編集係)
 - 5) 会承認山行に参加する者は必ず山岳保険に加入しなければならない。
 - 6) 福岡山の会では保険加入先として「日本山岳協会山岳共済会」を推奨する。

(遭難事故)

- 第 16 条 山に於ける会員の事故については、会長は直ちに対策委員会を設け、速かに事態の收拾を図る。
- 1) 対策委員会は主に評議員、委員を以て構成する。
 - 2) 遭難対策基金の積立を図る。この積立金は会費、寄付金その他の収入によって行う。
 - 3) 会員に事故が発生した場合、その費用は原則として本人及び、その家族が負担するものとする。従って、会員は不測の事故に備えて遭難対策等として保険に原則として加入し、対処手段を平常より講じなければならない。

(年度区分)

- 第 17 条 本会の事業及び、会計年度は 1 月 1 日より翌年 10 月 31 日までとする。

(表彰)

- 第 18 条 以下に該当する者は総会で表彰する。
- 1) 50 年会員 在籍 50 年を経過した会員は、これを表彰する。
 - 2) 山行賞 年間の会承認山行の参加が最たる者は、これを表彰する。
 - 3) 集会賞 年間の集会の参加が最たる者は、これを表彰する。
 - 4) 新人賞 入会 2 年以内の新人で会活動に積極的に参加し、委員会にて推薦を受けた者は、これを表彰する。

(会則の変更)

- 第 19 条 本会会則の変更は、総会の議決によるものとする。

| | |
|----|-------------------|
| 施行 | 昭和 7 年 8 月 |
| 改正 | 昭和 35 年 11 月 |
| | 昭和 55 年 11 月 9 日 |
| | 平成 15 年 11 月 8 日 |
| | 平成 16 年 11 月 6 日 |
| | 平成 17 年 11 月 5 日 |
| | 平成 19 年 11 月 10 日 |
| | 平成 25 年 11 月 2 日 |
| | 平成 26 年 11 月 8 日 |



福岡山の会

連絡先 〒814-0131 福岡市城南区松山二丁目 3-32
VOGUE CUBE 301 (本田聖子)